

三教委第 号
平成 2 1 年 8 月 日

広島県教職員組合三次地区支部
代表者 新田真一 様

三次市教育委員会

三次市立十日市小学校施設利用許可申請 (「母と女性教職員の会」) について (通知)

平成 2 1 年 4 月 3 0 日付けで申請のなされた , 次の申請内容の三次市立十日市小学校施設利用について , 教室使用は許可できないので通知する。

ただし , 三次市立十日市小学校屋内運動場については , 利用は許可するものとするが , 申請者名は「母と女性教職員の会」大会実行委員会とすること。

1 . 申請内容

「母と女性教職員の会」

日 時 2009 年 10 月 3 日 (土) 8:30 ~ 18:00
場 所 三次市立十日市小学校屋内運動場及び教室
参加者数 400 人

2 . 経 緯

平成 2 1 年 4 月 3 0 日付けで利用許可申請のあった三次市立十日市小学校の施設利用については , 学校教育法第 137 条「学校教育上支障のない」ものであるかどうかを審査するため , 5 月 2 8 日 , 6 月 1 8 日 , 6 月 2 6 日に申請者に対して詳細の資料等の提出を依頼してきた。

その結果 , 6 月 3 0 日 , 7 月 1 7 日に前年度開催の「第 55 回広島県母

と女性教職員の会」報告書等の資料が提出された。

3．許可できない理由

申請人から提出された「第 55 回広島県母と女性教職員の会」報告書，「第 56 回広島県母と女性教職員の会」企画書等の資料並びにこれらの資料をもとに本件集会で討議される内容について聴取した結果，昨年度の大会と同じ主旨，同じ内容で開催されるとのことである。

開催当日は，県内各地から約 400 名という多くの参加が見込まれている。

当日は，週休日であり学校管理責任者である校長は勤務を要する日ではなく，学校管理責任者不在の中での会場使用は管理上極めて問題があると考ええる。

三次市立学校施設利用条例第3条に「教育委員会は，学校施設の利用について，管理上必要があると認めるときは，利用の制限その他必要な条件を付することができる」と規定している。

また，第3条の2に「教育委員会は，次の各号のいずれかに該当する場合は，利用を許可しない」としており，「学校教育上又は施設管理上支障があると認めるとき」と定めている。

県内各地より多くの教職員のみならず，運動団体を始め，広く県民の参加があると確認しているが，校舎内には児童の学習用具を始め，多くの教材・教具等が置かれている。

当会開催にあたっては，報告書等資料の内容を審査したところ，分科会でのレポート提案によるものであって，学校における教育活動を直接目的とするものではないと考える。したがって，学校以外の公共施設利用で十分に対応できるものと考ええる。また，当該任意団体にとって使用の必要性が大きいからといって，管理者において当該任意団体の活動のために学校施設の使用を受任し，許容しなければならない義務を負うものではないと考える。

このように参加者が不明確であり，報告書等の内容も釈然としない不特定多数が参加する任意団体に対する会場提供は，保護者への説明責任が取れる状況に無いと校長も言明している。

したがって、参加者が不明確かつ不特定多数が参加する任意団体に対する会場（教室）使用、及び、学校管理責任者不在でもある中での会場（教室）使用は施設管理上支障があると考えから、三次市立十日市小学校施設利用許可申請については、利用許可をすることができない。

ただし、三次市立十日市小学校屋内運動場については、広く貸し出しを行っている状況にあるので利用は許可するものとする。